

報告第19号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和7年9月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	港区芝一丁目所在 法人	事故日：令和7年3月8日 場 所：杉並区荻窪三丁目 ・ごみ収集作業中、清掃車両を後退させた際、保管庫のひさしに接触し、損傷を与えた。 (環境部)	275,990円
			令和7年4月23日
2	杉並区阿佐谷南 一丁目在住 個人	事故日：令和7年3月22日 場 所：杉並区阿佐谷南一丁目 ・ごみ収集作業中、清掃車両を左折させた際、被害者宅のフェンスに接触し、損傷を与えた。 (環境部)	81,400円
			令和7年5月9日

3	大阪府守口市 緑町所在 法人	事故日：令和6年9月29日頃 場 所：杉並区荻窪三丁目	101,200円
		・図書館敷地内の樹木の落ち葉が、隣接する住宅の排水溝に目詰まりしたことにより、天井が漏水及び脱落し、損傷を与えた。 (教育委員会事務局)	令和7年5月12日
4	武蔵野市吉祥寺北 町四丁目在住 個人	事故日：令和7年4月24日 場 所：杉並区高円寺南三丁目	48,711円
		・ごみ集積所の近くに置いてあった被害者所有のカバンを誤って不燃ごみとして収集・処分した。 (環境部)	令和7年6月5日
5	杉並区高円寺南 三丁目在住 個人	事故日：令和7年4月24日 場 所：杉並区高円寺南三丁目 (番号4と同案件)	379,294円
		・ごみ集積所の近くに置いてあった、上記番号4のカバンの中に入っていた、被害者所有のノートパソコン、スマートフォン及び財布を誤って不燃ごみとして収集し、ノートパソコンとスマートフォンには損傷を与え、財布は処分した。 (環境部)	令和7年6月5日
6	練馬区南大泉 五丁目所在 法人	事故日：令和7年5月22日 場 所：杉並区堀ノ内一丁目	82,434円
		・車いすの利用者を送迎中、ブレーキロックをしなかったことにより、車いすが動いて被害者の車両に接触し、損傷を与えた。 (保健福祉部)	令和7年6月23日
7	品川区東品川 四丁目所在 法人	支 払 日：令和7年6月12日 支払期日：令和7年5月29日	11,000円
		・地域包括支援センターの運営委託費の支払を遅延し、損害を与えた。 (保健福祉部)	令和7年6月30日

8	山梨県南都留郡 忍野村忍草在住 個人	事故日：令和6年11月から 令和7年4月の間 場 所：山梨県南都留郡忍野村	187,000円
		・旧富士学園敷地内の樹木が折れ、隣接者所有のフェンスに損傷を与えた。 (総務部)	令和7年7月8日
9	埼玉県所沢市 久米在住 個人	事故日：令和7年6月2日 場 所：杉並区阿佐谷北一丁目	13,609円
		・廃止したごみ集積所に置いてあった、チェーンソー替刃、工具等の入った箱を誤って不燃ごみとして収集・処分した。 (環境部)	令和7年7月11日